

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○道路の供用開始 (道路課)	2
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港湾・海岸課)	2
◎告示(港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正 ( " )	2

## 規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第63号

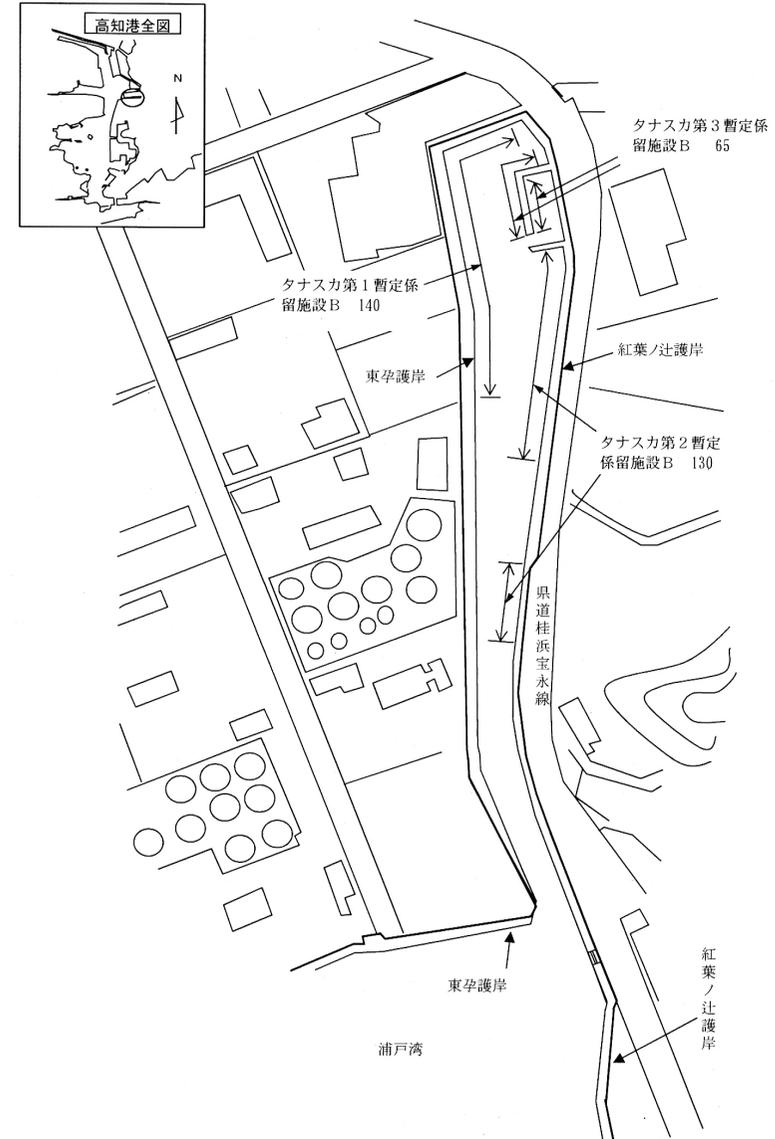
#### 高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2 高知港の項中「別図2の4」を「別図2の5」に改める。

別表第2の別図2の4の次に次の1図を加える。

別図2の5 高知港タナスカ地区物揚場等の区域図



附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第492号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成22年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 名称及び代表者の氏名  
株式会社青木 代表取締役 青木 文男
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
須崎市下分甲672
- 3 取消し年月日  
平成22年5月31日

高知県告示第493号

国土交通省四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間  
平成22年7月26日から同年12月15日まで
- 3 作業地域  
宿毛市山奈町山田一生原地区及び四万十市横瀬久才川地区

高知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年8月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村亀ノ川字ドラ		

カサコ244番2から 幡多郡三原村亀ノ川字寺屋 式393番1まで	514	平成22年8月13 日
幡多郡三原村亀ノ川字仲山 1049番1から 幡多郡三原村亀ノ川字枝折 ガ谷597番1地先まで	327	平成22年8月13 日

高知県告示第495号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成22年10月1日から施行する。

平成22年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中

「

〃	〃 物揚場	4.0	270	2.0
---	-------	-----	-----	-----

」

を

「

〃	〃 物揚場	4.0	270	2.0
高知市タナスカ 地先	タナスカ第1暫 定係留施設B	—	140	—
〃	タナスカ第2暫 定係留施設B	—	130	—
〃	タナスカ第3暫 定係留施設B	—	65	—

」

に改める。

高知県告示第496号

平成14年3月高知県告示第114号（港湾法による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成22年10月1日から施行する。

平成22年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項を次のように改める。

高知港	高知市御畳 瀬地先	みませ1号導流堤、みませ1号導流堤北東端からみませ2号導流堤南東端まで引いた線、みませ2号導流堤及び陸岸により	船舶
-----	--------------	---	----

	囲まれた海面 別図1
高知市仁井 田舟倉地先	仁井田南埋立2号護岸西端から仁井田第3防波堤北西端まで引いた線、仁井田第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の2
高知市朝日 ヶ丘地先	仁井田北埋立護岸南西端から仁井田南埋立1号護岸北西端まで引いた線、仁井田護岸西端から仁井田南埋立1号護岸北西端から東へ340メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の3
高知市横浜 地先	横浜第1防波堤、横浜第1防波堤南西端から横浜第2防波堤南東端まで引いた線、横浜第2防波堤、横浜第2防波堤北西端から横浜第3防波堤南西端まで引いた線、横浜第3防波堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の4
高知市藻州 潟地先	もずかた第2防波堤、もずかた第2防波堤北東端からもずかた第4防波堤北西端まで引いた線、もずかた第4防波堤、もずかた1号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 別図1の5
高知市浦戸 地先	浦戸胸壁、浦戸胸壁北東端から浦戸1号導流堤北東端まで引いた線、浦戸1号導流堤、浦戸1号導流堤北西端から浦戸2号導流堤北東端まで引いた

	線、浦戸2号導流堤、浦戸2号導流堤北西端から浦戸胸壁北西端からもずかた護岸沿いに北へ56メートルの同護岸端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の6
高知市種崎地先	種崎4号物揚場B、種崎4号物揚場B南東端から種崎2号物揚場B南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の7
高知市長浜字江口	塩谷ポンプ場水門、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり第1暫定係留施設C、長浜川左岸護岸、塩谷船だまり物揚場B及び長浜川左岸護岸により囲まれた海面 別図1の8
高知市種崎字今雑喉場地先	種崎船だまり1号防波堤北西端から種崎船だまり2号防波堤南西端まで引いた線、種崎船だまり2号防波堤、種崎船だまり物揚場A及び種崎船だまり1号防波堤により囲まれた海面 別図1の9
高知市タナスカ地先	弘化台小水門No.63から紅葉ノ辻護岸沿いに西へ68メートルの地点から東孕護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 別図1の10

別図1の9の次に次の1図を加える。

別図1の10 高知港における放置等禁止区域 

